

東京都受動喫煙防止条例化に関する意見書

東京都は、平成30年第1回東京都議会定例会において、「東京都受動喫煙防止に関する条例」を制定するとしています。

本年9月に公表した「東京都受動喫煙防止条例(仮称)の基本的な考え方」では、施設ごとの規制範囲や罰則付きの条例を目指すこと等が示されました。

受動喫煙防止対策は、都民の健康増進の観点のもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストシティの責務として、その対策を一層推進していくべきものです。

一方で、その対策は様々な分野の経済活動や都民の暮らしに広く影響を及ぼすとともに、関係事業者の理解と協力があって、はじめて実効性が担保され、効果的な対策となります。

加えて、現在、国政において法制化の議論が行われており、規制基準のあり方等を含め、様々な観点から慎重な議論が取り交わされている最中です。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、受動喫煙防止条例の制定にあたっては、一律的、強制的なものではなく、東京の実態に即した、多くの都民の理解と共感を得られる受動喫煙防止条例となるよう、下記事項を要望します。

記

- 1 東京都は、各区と十分協議すること。
- 2 東京都受動喫煙防止条例(案)について、都民や条例(案)で明記されている各事業者の声にきちんと耳を傾け、その趣旨も十分に踏まえて慎重な検討を行うこと。
- 3 東京都受動喫煙防止条例(案)については、国の動向を踏まえたうえで慎重に検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年12月12日

江戸川区議会議長 藤澤進一

東京都知事 あて